

組 織 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この組織規程（以下「規程」という。）は、一般社団法人日本デフバレーボール協会（以下「協会」という。）の運営組織の基本を定め、職務の責任と権限、命令系統を明らかにし、業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的とする。

第 2 章 組織および業務分掌

(組織単位)

第 2 条 協会は、定款に定める諸機関のほか、次の組織単位を置くことができる。

- (1) 局
- (2) 部
- (3) 委員会

(組織図)

第 3 条 協会の組織は、別紙組織図のとおりとする。

(業務分掌)

第 4 条 各組織単位の分掌業務は、別に定める職務分掌規程による。

第 3 章 職位および権限

第 1 節 役員職務

(代表理事の職務)

第 5 条 代表理事は協会を代表し、社員総会および理事会の議長となり、重要事項の決定を行うほか、法令、定款、社員総会、理事会の決定に基づき、協会業務を総括する。

(副代表理事の職務)

第 6 条 副代表理事は、代表理事を補佐するとともに、会務の進行管理を行う。

2. 代表理事が不在または事故のあるときは、その職務を代行する。

(理事の職務)

第7条 理事は代表理事の委任する担当業務を行う。

(監事の職務)

第8条 監事は理事の職務執行を監査し、監査報告を行う。

第2節 会員の職位および職務

(職位)

第9条 協会は組織に基づき、必要により次の職位を置くものとする。

- (1) 局長
- (2) 部長
- (3) 委員長

2. 必要があるときは各局、部、委員会に、補佐職を置くことができる。

3. その他、その規程に定めのない職位も、業務上必要が生じた場合は、理事会の協議を経てこれを置くことができる。

(職務および権限)

第10条 各職位者は、それぞれ所属長の命令および監督を受けて所管業務を遂行し、その責任を負う。

2. 職務の遂行に必要な職務権限は、別に定める職務権限規程による。

附 則

(規程の改廃)

第1条 この規程の改廃は、「規程管理規程」による。

(実施期日)

第2条 この規程は、2019年1月1日より実施する。